記入例

(別紙)

令和○○年○○月○○日

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称 伊勢崎○○株式会社

郵便番号・住所 〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

代表取締役 伊勢崎 太郎 代表者氏名

0 2 7 0 - 0 - 0 0 0 電話番号

伊勢崎市上下水道局(水道事業者等の連携による広域開催)が実施している指定給水装置工事 事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

<u> </u>	<u> ∼ HI 1 × (1× (1</u>	<u> </u>	1 . 2 . 1 . 3 /			
受講年月日(公表	ŧ: 🗊	不可)	※公表には、	ホームページ等への)掲載を含みます。	
年	月	日	•	未受講		
(未受講の場合、	その理由)	※ 非	公表			

※日本水道協会群馬県支部主催の研修会については、令和6年11月21日に前橋グリーンドームで実施 しています。

指定給水装置工事事業者の業務内容	
事業所の名称:伊勢崎○○株式会社 □□営業所	
上記事業所の所在地:伊勢崎市宮子町 3069 番地	
休業日、営業時間(修繕対応時間もご記入ください。)	(公表: (可) 不可)
休業日 : 土日、祝日、年末年始 営業日: 月~金	営 業 時 間 : 9 時~18 時
	修繕対応時間 : 9 時~18 時
漏水等修繕対応の可否 (公表: (可) 不可)	
(該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも	可能です。)
医内給水装置の修繕 埋設部の修繕	
その他()
対応工事種別 (新設・改造 等):該当部に○をつけてく	ださい。(公表: (可) 不可)
配水管からの分岐 ~ 水道メーター (新設) ご)
水道メーター ~ 宅内給水装置(新設) ご	收 造)
その他 (公表: 可 不可)	

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の 各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の<u>給水装置工事の施工技術</u> の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
伊勢崎 太郎	給水工事技術振興財団 e-ラーンニング	令和○○年○○月○○日
伊勢崎 花子	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和○○年○○月○○日

上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)



不可

外部研修については、<u>受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。</u> 自社内研修については、研修内容を記載してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する 者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次 の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーター までの工事を施工する場合において、当該配水管及び外の地下埋没物に変形、破損その他の異 常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、 又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること

工事を施工しない場合は口欄にチェック

□「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

せかえナナフネのエカ	ゴルゲーのハルトの馬	次物体ナナレインフェ (ヘンナニコ)		T#		
技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取	資格等を有しているか(○×を記入)		工事		
(公表対象外)	付・せん孔、給水管の設		保有している資格等※	年度		
	合、いずれの経験も有					
	しているか(○×を記					
	入)					
伊勢崎太郎	0	0	講習修了者	R6		
伊勢崎花子	0	0	検定合格者	R5		
伊勢崎一郎	0	0	主任技術者	R6		
ト記内窓の分表も可否(分表には、ホートページ竿への掲載を含みます)						

(可) 不可

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。